

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 居宅介護支援事業所 福寿苑

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年 4月 1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0266-43-3201

(月～金曜日 8:30～17:30)

担当 管理責任者 田口 とし子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 福寿苑
所在地	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字大原9501-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 2072401447号)
サービスを提供する 実施地域※	辰野町 箕輪町 南箕輪村 伊那市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (介護支援専門員兼務)

介護支援専門員 1名以上

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後17時30分まで

※ (土曜日・日曜・12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 40件未満の場合

要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 40件以上 60件未満の場合

要介護1・2 5,440円 要介護3・4・5 7,040円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60件以上場合

要介護1・2 3,260円 要介護3・4・5 4,220円

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000円 退院・退所加算 1回につき 6,000円
入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,500円
入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,000円
通院時情報連携加算 1ヶ月につき 500円
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円 (月2回までを限度とする)
ターミナルマネジメント加算 1ヶ月につき 4,000円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 個人情報の取り扱いについて

別紙「個人情報の取り扱いについて」のとおり

6. 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者 社会福祉法人平成会 理事長 小松瑞樹

②従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。

7. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者及びご家族が事業者の職員に対して行う、暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電話 0266-43-3201 (居宅介護支援事業所 福寿苑)

Fax 0266-43-3207

担当者 田口とし子

電話 0263-51-6610 (平成会法人事務局)

Fax 0263-53-5828

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

辰野町役場保健福祉課介護保険係 電話 0266-41-1111

箕輪町役場福祉課高齢者福祉係 電話 0265-79-3111

南箕輪村役場健康福祉課 電話 0265-72-2104

伊那市役所高齢福祉課介護保険係 電話 0265-78-4111

国民健康保険団体連合会 介護保険係 電話 026-238-1550

9, その他

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を説明します
(別紙) のとおり。

10, 運営法人

法人種別・名称	社会福祉法人 平成会
代表者 理事長	小松 瑞樹
所在地・電話	長野県塩尻市宗賀1298番地92 電話 0263-51-6610

(別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

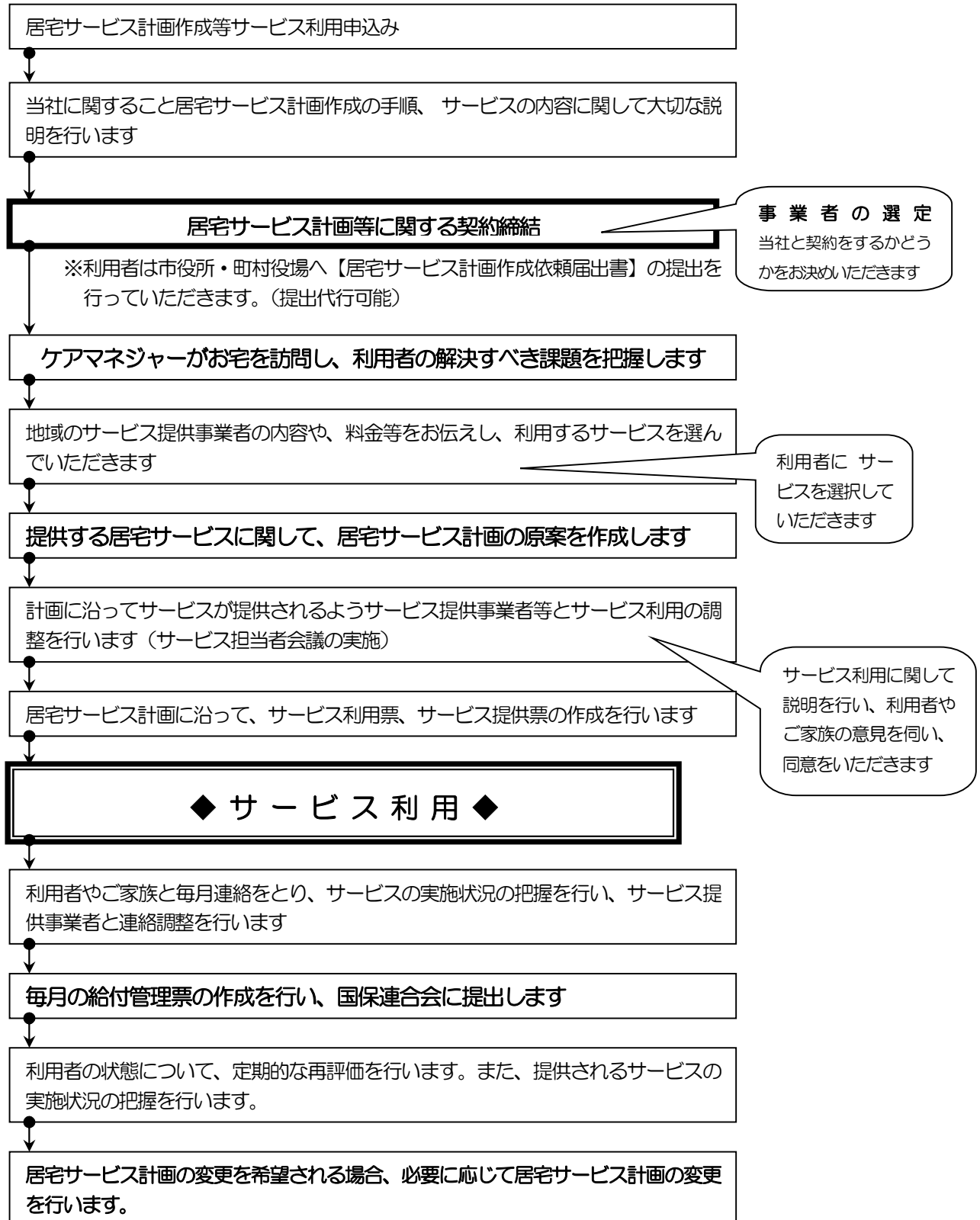
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富 字大原9501-1
	名称	居宅介護支援事業所 福寿苑
	管理者	田口 とし子 印
	説明者	印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印
	本人との関係	